

令和 7 年度(2025 年度)

合志市脱炭素推進対策補助金手引・フロー

合志市では、再生可能エネルギーの普及と利用及び省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化防止対策を推進し脱炭素社会の実現を図るため、省エネ機器等を導入する市民の方々へ、予算の範囲内で補助金を交付します。

※省エネ機器設備の導入は既存住宅限定、省エネ家電は買替えに限ります。

※本補助金は令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間限定で**本年度が最後の予定**です。

■補助メニュー

補助対象		補助額
太陽光発電設備		1 件につき 100,000 円 ※1 世帯当たり 1 回に限る
蓄電池		1 件につき 100,000 円 ※1 世帯当たり 1 回に限る
エネファーム (家庭用燃料電池)		1 件につき 100,000 円 ※1 世帯当たり 1 回に限る
太陽熱 温水器	自然循環型	補助対象経費の 1/5 (上限 25,000 円) ※1 世帯当たり 1 回に限る
省エネ家電製品の買替え		1 件につき 10,000 円 ※同一年度中、1 世帯当たり 1 回に限る

■補助予算額全体 10,800 千円

【注意事項】

- 申請受付は、原則窓口(環境衛生課)でのみの受付となります。
- 先着順。予算枠を上回る複数の申請書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。
- 太陽光発電設備・蓄電池・エネファームについて、同時に複数申請する場合は各補助金の補助額の 9 割(1,000 円未満切捨て)を上限とします。(過去に本補助金の交付を受けている場合は 8 割が上限)
- 必要書類等の不足や書類の不備があった場合は、申請の受付ができませんので、事前に十分ご確認のうえ申請してください。

■受付期間 **令和 7 年 6 月 2 日～令和 8 年 3 月末日まで(開庁日のみ)**

※予算がなくなり次第終了となります。

■各設備等の CO₂ 削減効果や節約効果

熊本県「くまもとゼロカーボン行動ブック

(<https://www.kankyo-kumamoto.jp/>)」をご確認ください。



申請受付・お問合せ先

861-1195 合志市竹迫 2140(合志市役所 1 階)

合志市役所 市民生活部 環境衛生課 TEL 096-248-1202(直通) (平日 8:30～17:15)

1 補助メニューごとの主な要件

対象	主な要件
太陽光発電設備 <u>※事業完了後(施工、支払後)申請</u>	○申請者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること)。 ○令和7年(2025年)3月から令和8年(2026年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○設置された設備の公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれかが1kW以上10kW未満であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること(増設の場合はその合計出力が10kW未満であること)。※事業用や産業用の太陽光発電設備でないこと。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○当該設備について、個人が自ら施工し設置したものでなく、建物等に固定されたものであること。
蓄電池 <u>※事業完了後(施工、支払後)申請</u>	○申請者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること)。 ○令和7年(2025年)3月から令和8年(2026年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に、太陽光発電設備が設置されていること。 ○国の蓄電池補助対象であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。 (対象機器の一覧は下記HPで確認してください) URL : https://zehweb.jp/registration/battery/ ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○当該設備について、個人が自ら施工し設置したものでなく、建物等に固定されたものであること。
エネファーム (家庭用燃料電池) <u>※事業完了後(施工、支払後)申請</u>	○申請者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること)。 ○令和7年(2025年)3月から令和8年(2026年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受け、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。 (対象機器の一覧は下記HPで確認してください) URL : http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○当該設備について、個人が自ら施工し設置したものでなく、建物等に固定されたものであること。
太陽熱温水器 (太陽熱により水を温める機器) <u>※事業完了後(施工、支払後)申請</u>	自然循環型…集熱器と貯湯槽が一体化しているシステム ○申請者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること)。 ○令和7年(2025年)3月から令和8年(2026年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○当該設備について、個人が自ら施工し設置したものでなく、建物等に固定されたものであること。
省エネ家電製品の買替え <u>※購入後申請</u>	○一定の省エネ基準達成率を満たす各種家電(目標年度2027において100%以上であるエアコン、目標年度2021において100%以上である冷蔵庫)又はLED照明(LEDランプを含む。)の購入者であり、本市に住民登録がある者。 (エアコン、冷蔵庫の省エネ基準達成率は下記HPで確認してください) 省エネ型製品情報サイト URL : https://seihinjyoho.go.jp/index.html ○令和7年(2025年)3月から令和8年(2026年)2月末までに購入したもの。 ○エアコン、冷蔵庫については、買い替えであること。 ○購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が50,000円以上であること。 ○補助対象者が居住する市内の住宅に設置及び使用するものであること。 ○LED照明については、既存の照明器具の交換であり、かつ、建物等に固定されたものであること。

※全ての補助メニューにおいて共通する条件

- ・補助対象設備等は新品(未使用品)であること
- ・市税の滞納がないこと
- ・申請者は原則、世帯主とすること

2 交付申請における提出書類 (○:提出必要、△:場合により提出必要、×:提出不要)

補助メニュー 書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	太陽光 発電設備	蓄電池	エネファーム	太陽熱 温水器	省エネ 家電
交付申請書及び実績報告書	○ 第 1 号	○ 第 2 号	○ 第 3 号	○ 第 4 号	○ 第 5 号
契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書など経費の内訳が確認できる書類の写しも併せて添付)	○	○	○	○	×
領収書の写し(ない場合は事前にご相談ください)	○	○	○	○	○
市税の滞納がないことの証明書(合志市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内のもの、写し可) <u>※納税証明書ではなく「未納がない証明書」</u>	○	○	○	○	○
住民票(発行 3 か月以内で本籍地とマイナンバー不要、写し可) <u>※市税の滞納がないことの証明書の添付がある場合は提出不要。ただし、申請者の家族のみが居住している場合は当該家族の住民票の提出が必要</u>	△	△	△	△	△
設置した補助対象設備等のカタログ等の写し	○	○	○	○	○
設置した補助対象設備等の出荷証明書又は製造メーカーの保証書の写し(ない場合は事前にご相談ください) ※設置した当該設備の機器に割り当てられた品名番号等が記載されたものに限る。	○	○	○	○	○ (製造メーカーの保証書)
建物全体のカラー写真	○	○	○	○	×
補助対象設備の設置状況を示すカラー写真 (補助対象設備の全景及び品名番号(銘板)のアップ)	○	○	○	○ (集熱器と貯湯槽)	×
当該太陽光発電設備の発電状況が分かるもの(発電モニターの写真等)	○	×	×	×	×
既設の太陽光発電設備等の発電設備の写真	×	○	×	×	×
竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたもの等)	○	○	○	○	×
補助対象設備の配置図	○	×	×	○	×
既存住宅であることが確認できる書類(固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等、写し可)	○	○	○	○	×
補助対象設備を設置する建物等及び土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物等及び土地の所有者の同意書(事前にご相談ください)	△	△	△	△	×
エアコン・冷蔵庫については、家電リサイクル券の写し及び買い替え前後の写真(LED照明は写真のみ)	×	×	×	×	○
合志市脱炭素推進対策補助金交付請求書	○様式第 9 号				
その他の必要とする書類	必要に応じてご連絡します				

「未納がない証明書」は、未納の市税がある場合や直近 1～2 週間以内に支払いをした市税がある場合は発行できません。お急ぎの場合は領収書等持参のうえ税務課で請求ください(特に毎月 10～20 日前後は勤め先から納税される市税の状況により発行できない場合があります) ※コンビニ交付サービスでは取得できません

3 申請から補助金交付までの流れ

